

群馬県済生会前橋病院内売店設置に関する業務内容仕様書

(目 的)

売店設置の趣旨が、患者、面会者、職員その他利用者の利便性の向上、アメニティ及び福利厚生の実現であることを認識し、常に安価な商品と快適な環境の提供に心がけるものとする。

(取扱品目)

1. 売店において取り扱う物は次のとおりとする。

- 食料品(パン、調理食品、菓子、日配品、冷菓、飲料、乳製品、インスタント食品、調味料など)、検査食
- 医療・衛生品、衣料品、寝装品、履物、食器
- 書籍、文具、筆記用具、日用雑貨
- 新聞、ギフト、土産品
- 切手、はがき、印紙
- 納税、公共料金、その他振込サービス
- 宅急便取扱

2. 売店における取扱いを禁止、制限するもの

酒(アルコール類)、たばこ、成人向け雑誌、特定の医薬品、院内持込制限対象物等

3. 前記以外の物を新たに取り扱う場合は、事前に病院の確認を行うこと。

(キャッシュレス決済)

患者、面会者、職員その他利用者の利便性の向上を図るため、クレジットカード、電子マネー、QRコード決済等を導入すること。

(防災及び安全、院内研修への参加)

1. 日常の防災については、細心の注意を払い点検を怠らないこと。
2. 売店内の安全については棚類の転倒防止や整理整頓に注意すること。
3. 日配品については、衛生面、賞味期限等の管理に特段の注意を払うこと。
4. 前橋病院で実施する防災訓練等には積極的に参加すること。
5. 前橋病院で開催する感染対策研修、医療安全研修に必ず参加すること。
6. 売店内に設置する機器は安全、出火防止のため点検整備を行うこと。

(接 遇)

1. 販売に関わる者は院内売店の従業員であることを明記し、前橋病院の規律等を順守し誠意を持って利用者に接すること。
2. 接遇については当院の理念・基本方針を理解し、適切な対応ができるよう教育・

研修等を行い向上に努めること。

(報 告)

前橋病院は売店運営事業者に対し、必要に応じて運営に関わる報告等を求めることが出来るものとする。

(大規模災害発生時)

近隣地域で大規模災害が発生し食品や医療器材の調達が滞った場合は、売店の商品を前橋病院へ提供すること。

(賃貸料及び使用電気料金支払い)

1. 賃貸料は 70, 000 円（消費税込み）とし、毎月、月末までに経理課へ支払うものとする。
2. 使用電気料金については毎月 21 日を検針日とし、甲、乙指針を確認のうえ経理課より請求するものとし、月末までに経理課へ支払うものとする。但し、検針日について休日等に当たった場合は他の日に変更できるものとする。
3. 賃貸料と電気料金の支払いは一括の処理をしないものとする。